

未来



全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中郵支部
機関紙・「みらい」
NO. 4384
23年9月22日(金)
Tel・Fax 095-828-1953
文責 支部書記長

長崎大学 助教雇止め裁判 無期雇用で職場復帰へ



おはようございます。
長崎大学で有期契約の助教として勤務していたベルギー人の男性が、無期雇用の権利が得られる直前の雇い止めの無効を訴えた訴訟の控訴審で和解が成立しました。
大学側は1審の長崎地裁が男性の雇用を命じた判決を不服として控訴していました。15日までに男性を定年まで雇用

することなどを条件に和解が成立しました。
この裁判は19年12月、長崎大学の医学部で

「医学英語」を教えていたベルギー人のリュク・ロースフェルトさん(当時62歳)が、十分な説明がなく契約期間を短縮されたとして、2019年の雇い止めの無効や未払い賃金などの支払いを求めたものです。

1審は原告勝訴

1審の長崎地裁は今年1月30日、雇用の継続について「形式的な手続」で2回の更新がされ、契約期間が通算8年間に及んでいたことからすれば、引き続き、労働契約が更新されるものと期待したことに合理性がある」と指摘し、期間の定めのない労働契約上の地位にあることを認めました。

その上でロースフェルトさんの雇用契約は19年3月に3回目の更新がされ、21年3月から無期雇用へ転換したと判断。原告側の訴えを認め、雇用の継続と雇い止めされたから現在に至るまでに

支払われるはずだった賃金の支払いを命じる判決を言い渡しました。

控訴審は

大学側がこの1審判決を不服として控訴し、2審の福岡高等裁判所で裁判が続いていたものです。報道などによると、

15日の控訴審で成立した和解では、大学が解決金を支払い、ロースフェルトさんが10月から任期を定めることなく、定年まで助教として職場に復帰することで合意。

大学は一連の対応に遺憾の意を表しました。無期雇用での職場復帰は10月からで、65歳の定年を迎える26年3月まで勤務する見通しです。



原告代理人の中川拓弁護士は「和解内容には、ロースフェルトさんのような雇い止めは許されな」という裁判所のメッセ

ージも込められている。不当な雇い止めの抑止につながってほしい」と語っています。



国は雇用の安定を図るため2013年4月施行の改正労働契約法で、同法以降に結んだ有期契約が通算5年を超える場合、労働者が無期転換の申し込み権を得るルールを定めました。

2013年4月施行の改正労働契約法は、契約期間が通算5年を超える無期転換に転換できると定め、大学職員や研究者の場合は無期転換ルールを特例で「10年」と規定。

研究現場で大量の雇止めが懸念されることから、文部科学省は施行から10年が経過した今年4月1日時点の雇用状況について全国の大学や研究機関を対象に調査しています。

調査では、有期雇用で通算10年勤める研究者・教員のうち約8割が、4月に継続雇用され、「雇止め」は回避。一方、定年退職の425人を除き、1995人(16.1%)が契約終了。このうち次の雇用先が決まっていたのは23%の458人とどまり、5%の101人は休職中だった。キャリアサポートに関し、面談や転職支援・スキルアップ支援セミナー、他機関の公募状況周知を望む研究者らも多かったが、74%の機関はこうしたサポートを行っていないことが明らかになりました。

文部科学省は調査結果を踏まえ、特例ルール運用の見直しの必要性などについて有識者会議で検討する方針とのこと。このような状況での今回の勝利和解は、無期雇用転換直前での不当な雇止めにつながる重要な和解だと考えます。郵政ユニオンは今後も同種の訴訟を支援し、多くの有期雇用の人たちが希望を持って働けるように支援していきます。



仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員希望者全員が正社員化を。

ゆめが、均等待遇。

なげうつ差別ー。

ユニオンは労基法裁判に勝利を